

○二宮町議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月30日規則第13号

改正

平成25年2月27日規則第2号

二宮町議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年二宮町条例第1号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、4月30日までに、会派に係る政務活動費交付申請書（第1号様式）により議長を経由して町長に申請しなければならない。また、申請した事項に変更が生じたときは、会派に係る政務活動費交付変更申請書（第2号様式）により議長を経由して、町長に申請しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに議員に係る政務活動費交付申請書（第3号様式）により議長を経由して、町長に申請しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は町長に対する会派解散届（第4号様式）により議長を経由して、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 町長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、会派及び議員に対する政務活動費交付決定（変更）通知書（第5号様式）により当該会派の代表者及び議員へ通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付日の14日前までに、会派に係るものは会派に係る政務活動費請求書（第6号様式）、議員に係るものは議員に係る政務活動費請求書（第7号様式）により、町長へ請求するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書の写しを政務活動費収支報告書（写）の送付書（第8号様式）により町長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類等を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の保存)

第7条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書を提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の二宮町議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の

施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）会派に係る政務活動費交付申請書

年 月 日

二宮町長 殿

（二宮町議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付申請書

二宮町議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人（4月1日現在）別添名簿のとおり
- 6 交 付 申 請 額（平成 年度分） 円

第2号様式（第2条関係）会派に係る政務活動費交付変更申請書

年 月 日

二宮町長 殿
(二宮町議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

政務活動費交付変更申請書

二宮町議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者			
所 属 議 員 数	人	人	
交 付 申 請 額 (年度分)	円	円	

第3号様式（第2条関係）議員に係る政務活動費交付申請書

年 月 日

二宮町長 殿

（二宮町議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書

二宮町議会議政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

第4号様式（第2条関係）町長に対する会派解散届

年 月 日

二宮町長 殿

（二宮町議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

会 派 解 散 届

二宮町議会議政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

年 月 日

第5号様式（第3条関係）会派及び議員に対する政務活動費交付決定（変更）通知書

二宮町指令 第 号

年 月 日

会派代表者氏名

議員氏名 殿

二宮町長 印

政務活動費交付決定（変更）通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定（変更）したので、二宮町議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定（変更）額 円

第6号様式（第4条関係）会派に係る政務活動費請求書

年 月 日

二宮町長 殿

会派名

代表者名 印

記

1 金 円

但し、 年度政務活動費

2 交付に係る所属議員数 名

第7号様式（第4条関係）議員に係る政務活動費請求書

年 月 日

二宮町長 殿

議員名 印

政務活動費交付請求書

二宮町議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

但し、 年度政務活動費

第8号様式（第5条関係）政務活動費収支報告書（写）の送付書

年 月 日

二宮町長 殿

二宮町議会議長 印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

二宮町議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、別紙 年度政務活動費収支報告書の写しを送付します。